津山市におけるひとり親家庭の困難と支援における課題

FLP 地域・公共マネジメントプログラム

天田ゼミ A 生

荒木遥（中央大学総合政策学部）

永當陽菜（中央大学文学部）

鈴木結菜（中央大学総合政策学部）

山口咲奈（中央大学文学部）

目次

第 1 章　序論
1-1. 本研究の背景
1-2. 研究方法
1-3. 研究の目的・意義
1-4. 研究の対象

第 2 章　問いの設定
2-1. 先行研究
2-2. 津山市におけるひとり親家庭支援の現状

第 3 章　目的

第 4 章　サマースクールにおけるヒアリング方法と対象
4-1. ヒアリング方法
4-2. ヒアリング対象

第 5 章　結果
5-1. 当事者の抱える困難
5-2. 支援者側の課題

第 6 章　考察
6-1. 支援情報が日常的に目に入る
6-2. 支援までの手続きが分かりやすい
6-3. 頼ることへの抵抗を減らす

第 7 章　政策提言
7-1.　「支援情報が日常的に目に入る」政策
7-2.　「支援までの手続きが分かりやすい」政策
7-3.　「支援までの手続きが分かりやすい」政策

第８章　謝辞

引用文献

第1章　序論

1-1.本研究の背景

近年、ひとり親家庭の貧困が重要な問題として取り上げられるようになった。ひとり親家庭の親は、厳しい労働環境下にあって世帯の暮らしを支え、子供の養育をも一人で背負っている。ひとりで生活を維持させているのにもかかわらず、周囲から十分な支援を受けられている状況とは言えない。また、元夫との関係が悪ければ、養育費を受け取ることができず、金銭的に頼る相手もいなくなる。

津山市でもひとり親家庭の支援について注視している。「第２期津山市子ども・子育て支援事業計画～つやまっ子にこにこプラン～」の「基本目標②楽しく子育てできるまちづくり」では、「子育て家庭に視点をおいた取り組み」として、「ひとり親家庭等への自立支援」などを行うと記載がある。このことから、行政もひとり親家庭への支援を強化すべきと考えていることが伺える。この報告書ではこの課題を視野に入れた政策を提言する。そのためには、津山市で生活するひとり親家庭の抱える様々な困難を明らかにする必要があると考える。ひとり親家庭の困難を知ることで、行政にどのようなひとり親家庭への支援が求められているのかを検討する。

1-2.研究方法

対面でインタビュー調査を実施し、支援者の方々から実際の声を伺った。調査に当たっては、録音し文字に起こすことの許可を事前に各調査対象者の皆様からいただいた。そのうえで、文字に起こしたのはこの目的に必要な部分だけに限定している。

1-3.研究の目的・意義

このような背景から、私たちは本研究で津山市のひとり親家庭の方々がどのような困難を抱えているのかを、行政や NPO などの実際の支援者の方々へのインタビューを通して明らかにする。本研究は今まであまり研究されてこなかった津山市のひとり親家庭に着目した点や、実際の声を取り入れているという点に意義がある。

1-4.研究の対象

以下の調査者に対してインタビュー調査を行った。各対象者に関する詳しい説明は、章の調査結果ごとに述べている。

(1)津山市役所人権啓発課 A さん
(2)津山市役所子育て推進課 B さん・C さん、津山市役所健康増進課 D さん
(3)NPO 法人オレンジハート E さん
(4)認定 NPO 法人オリーブの家 F さん・G さん

第２章　問いの設定

2-1. 先行研究

浦川(2018)の研究によると、「現状の日本で就労者が時間の貧困に陥る主な要因は，就学前の子どもの育児と長時間の就労であり、とくにひとり親世帯では非正規雇用においても長時間の就労が特徴となっていることがわかった。子育てと就労を一手に担っているひとり親世帯では，ひとり親の両親などの親族からの助けがない限り，必然的に生活時間の不足は避けられない。」という。また、時間の貧困の程度を数値化した時間貧困率で比較したところ、ひとり親世帯でかつ非正規雇用の親が最も時間貧困率が高いことがわかった。以上から、ひとり親世帯は、金銭的な貧困だけではなく時間的な貧困に陥っている傾向が高いことがわかった。したがって、ひとり親は複合的な困難を抱えている可能性があり、その困難を知ることが重要であると考えた。

2-2. 津山市におけるひとり親家庭支援の現状

本研究で「「津山市のひとり親家庭はどのような困難を抱えているのか」をテーマとして設定した理由は主に二つある。

一つ目は、津山市もひとり親家庭の自立支援を取り組むべき課題として挙げている、と捉えられることだ。津山市は、「第２期津山市子ども・子育て支援事業計画～つやまっ子にこにこプラン～(p.37)」の、「基本目標②　（子育て家庭）　楽しく子育てできるまちづくり」では、「子育て家庭に視点をおいた取り組み」として、「ひとり親家庭等への自立支援」などを行うとの記載がある。同計画(p.11)から、「ひとり親家庭の相談体制の充実」が達成不十分、「ひとり親家庭の父や母の就労支援」が未達成とされていることと、同計画(p.12-13)から「ひとり親家庭相談サポート件数」、「ひとり親家庭就労支援者数」において、実績値が最終目標値の 50%に満たない結果となっている点から、課題があると捉えられた。

二つ目は、津山市が行った調査において、ひとり親家庭等の自立支援を充実させるべきと考えている市民が一定数いる、ことだ。調査結果について、「第２期津山市子ども・子育て支援事業計画～つやまっ子にこにこプラン～(p.35)」を参照すると、「ひとり親家庭等の自立支援を充実させるべき」と考えている人が 30%以上いることがわかる。他の項目と比較すると突出して割合が高いわけではない。しかし、自身の生活に即している事柄の方が関心度は高くなり、「充実させるべき」と回答する人の割合は高くなると考える。このことをふまえると、決して少ない割合ではないのではないかと考えられた。

以上の理由から、1.津山市が取り組むべき課題としてあげている一方で、施策の余地がある点、2.津山市民からのニーズという点の両者の側から取り組む意義があると考えられた。このことから、「津山市のひとり親家庭はどのような困難を抱えているのか」に問いを設定した。

第3章　目的

本報告書における目的は津山市において「ひとり親家庭」の抱えている困難と支援を阻害している要因を特定し、それを削減する政策を提案することである。

第4章　サマースクールにおけるヒアリング方法と対象

4-1.ヒアリング方法

2024年7月中旬にひとり親の支援を実施している訪問先を選定し、メール形式でヒアリングを行った。そして、2024年8月19日から2日に行われた岡山県津山市でのサマースクールにおいては、メールでのヒアリングで得られた内容を踏まえた上で質問事項を用意し、対面でのヒアリングを行った。

4-2.ヒアリング対象

(1)人権啓発課　（2024年8月19日）
(2)子育て推進課　（2024年8月19日）
(3)NPO法人　オレンジハート（2024年8月20日）
(4)認定NPO法人　オリーブの家（2024年8月20日）

第5章　結果

5-1.当事者の抱える困難

ヒアリングを通し、当事者の抱える困難として、「状況は千差万別かつ複合的な困難を抱えていること」「周囲に気軽に頼りづらいこと」「支援を利用しづらいこと」の三点がわかった。

(1)状況は千差万別かつ複合的な困難

第一に当事者の置かれる状況は千差万別かつ複合的な困難があることについて述べていく。ひとり親家庭の抱えるニーズについて、実際に当事者のどのような声があるかという質問をしたところ、以下の回答を得た。

1 人親のご家庭という形で一括りにされますと、いわゆる所得について、或いは家族構成についてと、千差万別です。ですので、色んな形でのニーズは当然あり、全体としては、いわゆる所得についてがどうしても低めに出ている方が多いという形なので、いわゆる進学にしても、それから職種とか、そういったものについても、いろんな形については所得に繋がるものが多いとは認識はしてますけども、1 人親というカテゴリーだけで括ってし

まうと、中々捉えづらいのかなというのがイメージとしてはありますね。（子育て推進課Bさんのインタビュートランスクリプションより）

インタビュートランスクリプションから、ひとり親家庭というカテゴリーの中でも、所得や家族構成といった点で千差万別で捉えることが容易ではない状況に置かれていることが分かった。また、その為にもちろん抱える困難や求める支援ニーズも様々であることがわかった。ただ、その中でも全体に見られる困難として大きいものに所得があることも分かった。

また、行政の窓口へ相談に来たケースとして以下の事例があった。

お1人親なんだけど、ご自身の両親とか、親と同居してて3世代とかっていうのありますよね。そうすると、育児、介護に板挟みみたいなのもあったりする。（人権啓発課Aさんのインタビュートランスクリプションより）

インタビュートランスクリプションから、ひとり親の抱える困難には自身の労働や子育てのみならず親の介護との板挟みといった複合的な要因があることが分かった。一つ目のインタビュートランスクリプションと合わせると、所得が大きな困難である一方で、それだけでは語られない複合的な困難があることが分かる。

さらに、ひとり親の抱えている複合的な困難についてその他の要素も知ることができた。

1人親に関わらずにはなりますけれども、先ほどのその経済面のところはやはりよく聞く課題かなっていうとこもありますし、また、親御さんの心身の不調が私たちに関わることがとても多いです。で、その中で、やっぱり働けないから経済的に参ってくるであるとか、そういったその心身の不調から、その人間関係でやっぱり頼れない方もいらっしゃるので、いろんなとこに頼れなくて孤立している方っていうのもおられたりします。（健康増進課Cさんのインタビュートランスクリプションより）

ここではインタビュートランスクリプションから、心身の不調によって働けないことで、経済的困難を抱える、人を頼るアクションを起こせない、孤立へと繋がるという側面があることも分かった。

以上のインタビュートランスクリプションから、ひとり親家庭の当事者は、所得や家族構成をはじめとして千差万別な状況にあることが分かった。そのため、もちろん抱える困難や求めるニーズも様々である。実際、全体として所得が大きな困難である一方で、育児や介護、精神面の不調といった困難もある。更には、それらの困難をそれぞれ同時に複合的に抱えていることが分かる。

(2)周囲への頼りづらさ

第二に周囲への頼りづらさについて述べていく。ヒアリングを通して、ひとり親は、自身の不安やつらさを頼ることなくひとりで抱え込んでいる現状にあることがわかった。以下がそのインタビュートランスクリプションである。

> 親たちは、希薄な人間関係とか、不規則な仕事と不安定な労働条件、誰からも教わることなく、誰にも相談できません。不安を抱えながら子育てに奮闘しているんですよっていうことですね。　（オレンジハートGさんインタビュートランスクリプションより）

> 大抵のDV被害者とか1人親家庭の人って頑張りたいと思ってるんですよ。誰も楽したろかって思ってないんですよ。基本。頑張りたいけど頑張り方わからないとか、子供がいて夫から暴力を受けたりとか、そもそもひとり親になっただけでもすごい不安なのに、なんかどうやって働いていって、どうやってこう生きていけばいいかっていうのは、もう全員が悩んでるところで。　（NPO法人XのEさんインタビュートランスクリプションより）

インタビュートランスクリプションから、具体的に、ひとり親家庭の当事者は希薄な人間関係や不規則かつ忙しない生活に追われる中で、悩みや不安を抱えつつも「頑張りたい」と、奮闘していることがわかる。ここで頼りづらさを形成している要因としては、①困りごとが複数・複合的であること、②不安に対して時間を充分とって向き合う余裕がないほど忙しないこと、③希薄な人間関係や頼り方が分からないこと、があることが分かった。

さらに行政の目線からは、

> いろんなパターンがあって、本当ね、なんかちょっとハードルが高いなみたいなのがあったり、市役所にそういうプライベートな話をしてもいいのかっていう、そこを知らない人もいらっしゃることもありますし、あと、やっぱりこう、1人親じゃないんだ、旦那に怒られるとかね、なんかそういうのもあったり、さっき親御さんにそんなとこ行かんでいいって言われたからとかいうこともよく聞かれるかな。　（健康増進課Cさんのインタビュートランスクリプションより）

> また、意識のどうしても壁みたいなのもあって、そういったところに相談に行くのは風が悪いであるとか、そういったところにはプライドが、もうね、行きたい行きたくないっていう場合もあります。　（健康増進課Cさんのインタビュートランスクリプションより）

という発言から、行政に対してプライベートな話をしても良いのかと感じることや、当事者や周囲の人間の世間体やプライドの意識がハードルとなっていることも分かった。

(3)支援の利用しづらさ

第三に、支援を利用できていないことについて述べていく。現在津山市では、ひとり親

が日常生活の悩みや不安を相談できる窓口が設置されてるなど、子育て世帯に向けた多様な支援やサポート体制が存在する。その一つが、ファミリーサポートセンターである。ファミリーサポートセンターとは、子どもの習い事や保育園の送迎や、放課後の子どもの預かりなどを、安価で頼むことができる制度である。スタッフは有志で市民が担うことで運営されている。ファミリーサポートは、周囲に頼ることができる人がいない親にとって助けになるシステムであるが、利用にあたって壁を感じる人もいることがわかった。

登録される人が増えてるっていうのは、お守り。さっき言ったように、なんか私に会った時に、っていうようなことで、登録だけはしておいて、だけど使わなかったよっていうような人が増えてるっていうような形で。微増ぐらいです。1000 を超えて、でもすごく超えたりしない微増です。　（人権啓発課 A さんのインタビュートランスクリプションより）

サポートを提供してくれる人を私どもが探して、サポートする人、される人が 1 回会うんですよ。会って、例えば、この子は例えばアナフィラキシーがあるから食事には気を付けてくださいねとか、私はこんな人ですよって、知らない人が突然自分の子供を見るっていう恐怖はあると思うので、まずは顔合わせをして、それから始めるんですね。そうすると、スピード感はないですよね。なので、スピード感を求める方は、やっぱりその近く、近所の誰かに頼っちゃうとかっていう形で、今日言って明日行ってもらえない、スピード感のなさがデメリットと思われるっていうのと、手続きが煩わしいとかね、っていうところがある。一方で、ママ友とか同士で、私こんなん登録したけん、しとけば。みたいなので来られる人もおるし、人それぞれなのかなって思います。　（人権啓発課 A さんのインタビュートランスクリプションより）

インタビュートランスクリプションから、ファミリーサポートセンターの利用について、利用者目線ではスピード感のなさ、手続きのわずらわしさがあることで壁となって利用に至らなかった方もいることが分かった。

また、そもそも支援の存在を知らなかった、というケースもあることがわかった。

特にこう福祉サービスとかに繋がるには、1 つは、そういった SNS での情報って今結構入りやすくはなってますけれども、やっぱこう情報知らないからっていうのが 1 つあります。　（子育て推進課 B さんのインタビュートランスクリプションより）

行政たらい回しになってしまって、じゃあもうあなたが相談したかったらこれはもう警察に行ってくださいとか、でも、警察に行っても、身体的暴力なかったらうちに言ってもらってもね。じゃあここに行ってください、じゃあ児相に行きました、児相は子供のことだ

けですよってなって、ぐるぐる、ぐるぐる回って 10 年っていう人はざらにいます。（NPO 法人 X の E さんインタビュートランスクリプションより）

インタビュートランスクリプションから、SNS 等、インターネットで情報を集める人が多くなった一方で、情報を知らないから福祉サービスに繋がらないことや、行動しても中々自分の困りごとに対して直接的に解決するチャンネルに繋がれていないケースもあることがわかった。

5-2.支援者側の課題

ヒアリングを通し、支援者側がひとり親家庭の支援にあたる中で生じている困難として、「行政側から動くことの困難」、「行政内の情報共有の難しさ」、「他団体との情報共有の難しさ」の三点が分かった。これらは、後者には支援の円滑さを阻むことや、現在ある支援の利用を有効活用できないことに繋がる。そしてすべてに共通して、当事者の声なしに行政側が単独で支援することが困難であることが浮かび上がった。

(1)行政側から動き出すことの困難

第一に、行政側から動き出すことの困難について述べていく。行政支援者にひとり親家庭の支援に当たって、どのような困難が多いのかを聞いた際に、困難の特徴とそれによる支援の難しさを伺うことができた。以下がそのインタビュートランスクリプションである。

夫婦であった時からそういうな、何かの課題があって、そういう風な状況に最終的になったのか、もうケースが色々あると思うんですよ。1 人親家庭であっても収入、2 人で夫婦で働いてるよりも収入たくさんの方もたくさんおられると思うんです。だから一概に 1 人親家庭だから収入が少ないとか、何かで困ってる、それをどうにかして援助しようっていうのがですね、いや、やっぱそれだけではなかなか解決できない問題もあるかと思うので、なかなか行政としても、1 人親の方に対して、こうだからこれを援助しましょう、これは困ってるからお金援助しましょう、まぁなかなかそれをする、うん、どこを強制的には支援の優先順位を定めていくかというのは、結構、普段ね、業務をしてても、なかなか難しい課題ではありますね。(中略)何かしたらどんな課題、困ってるから何をしようとかいうのは、なかなかね、1 つ 1 つ難しいんじゃないかなという風にね。通常業務して、まぁ、それを皆さんから汲み取ってするのが行政の役割ではあるとはわかりつつ、難しい課題ではあるかなというところですね。（子育て推進課 B さんのインタビュートランスクリプションより）

まず、5-1(1)で述べた通り、当事者は複数の困難を抱えており、生活においては複合的な障害が生じている。このことを踏まえ、インタビュートランスクリプションを確認する。インタビュートランスクリプションから、複合的な困難の根本解決に当たっては、支援者は生活における困りごとから複数の困難を明らかにして支援を行うことが必要となること

がわかる。更に、ひとり親家庭と言っても、世帯構成や雇用状況など置かれている状況は千差万別である。したがって、ひとり親家庭と言っても画一的な対応ではなく、個別に困難を汲み取り、支援対応が求められる。したがって、ひとり親家庭の当事者の相談・支援にあたる場合、困難を汲み取りきることに難しさが生じる。

また、困難が明らかになった場合にも、一つの支援では解決しないことが多く、優先度をつけなければならないこともある。しかし、今日明日の命の危機がない場合には線引きがない為、行政側がプライベートに立ち入ることは難しい。よって、強制的な介入はできず、一方的に優先度をつけられない。つまり多くの場合、当事者の声がない場合には行政は動けないことが支援を困難にしていると分かる。

(2)行政内の情報共有の難しさ

第二に、行政内の情報共有の難しさについて述べていく。

> 当然、ご本人さんがいいよ、情報共有していいよって言ってくださった場合に限りますけど、うんっていう風な形で、相談の入口が市役所のどこであれ、おっしゃられたニーズについて対応ができるなって思うところとこう連携していくっていうような相談体制を市役所全体で取っているていうところがあるかなと思います。 （人権啓発課 A さんのインタビュートランスクリプションより）

インタビュートランスクリプションから行政内であっても連携体制をとるために情報共有を行う際には、本人の許可・声なしには連携体制をとることができず、支援が困難であることが分かる。

また、NPO 目線では、支援者情報について複数回の説明が求められることや、当事者の対応に当たる行政側の姿勢について、支援に不適切な点があるという見方があることもわかった。

(3)他団体との情報共有の難しさ

第三に、他団体との情報共有の難しさについて述べていく。情報共有に関しては、行政内であっても容易ではなかったが、行政外となるとさらに難しくなると推測できる。実際に以下のインタビュートランスクリプションからもそのような現状が読み取れる。

> 警察さんとかそれから裁判所なんかとも連携しながらやってるので、そうですね、市ができることっていったら、そういうとこと連携をしながら、情報共有しながら、今ね、でも、個人情報の保護法っていうのが施工されて、なかなか難しい時代になりました。勝手にその人のことを情報共有とか、この人どうかなっていうなことができないので、本人さんに了解を取りながら、本人さんと話をしながら支援をしてっていうところかな。 （人権啓発課 A さんのインタビュートランスクリプションより）

実際には、個人情報保護法が大きな壁となっている。個人情報保護法によって、行政の一

存によって当事者の情報を伝達することは難しく、都度、当事者に了解を得なければならないことがわかる。

また、NPO 目線では、

> 今度は行政に私たちが電話をして、どういう相談を今までされてきたかっていうのを私たちがヒアリングしたいんですけど、そこでちょっとガードがあります。いわゆる守秘義務みたいなことをおっしゃって、DV ってあんまり守秘義務関係ないんですけど、本当は、しかし、うん、公なんでちょっと言えませんってなって、で、じゃあじゃあ、直接私たちがまた 1 から聞くことになって、ま、順番にずっと聞いていきます。 (NPO 法人 X の E さんのインタビュートランスクリプションより)

という発言から、DV 被害など緊急性が高い場合であっても、情報を円滑に受け取れる状況とはいえないことが分かる。

更に、諸制度の情報共有については以下のようなこともうかがった。

> 厚生労働省の方になりましたので、こっから色々とお金が回っていって、少しずつこんな女性の方のための支援が始まっていくっていうところだとは思うんですが、そのような内容が、なかなか津山市ではそういう情報交換ができる場がない。(NPO 法人 X の E さんのインタビュートランスクリプションより)

このことから必ずしも官民で諸制度の情報共有を行う場があるとはいえず、諸制度について情報の格差、ひいては支援の格差があるという見方もある。

第 6 章　考察

今回のヒアリング結果から、当事者は様々な困難を抱えていて、余裕のない状態にあるため、声を上げることが難しいと考えられる。一方で、支援者はひとり親家庭と一括りにしても状況は千差万別であり、支援の線引きが難しいため、当事者に声を上げてもらう必要があると考えられる。この両者の現状から、我々は当事者が余裕のない生活の中でも声を上げやすい環境づくりを行うことが必要だと考え、以下の三つの要素が重要であると考えた。

(1)支援情報が日常的に目に入る

様々な困難を抱えている当事者は、支援情報に自分からアクセスしたり、様々なサイトから支援情報を集めたりする時間的余裕や精神的余裕がないと考えられる。支援情報が日常的に目に入るようにすることで、情報へのアクセスを容易にし、当事者にとって支援情報をより身近に感じてもらうことが重要であると考える。

(2)支援までの手続きが分かりやすい

支援情報を知ってもらうだけでなく、実際に当事者に利用してもらうためには、支援利用への意欲を高める、支援への必要性を感じてもらう必要がある。そのため、支援までの手

続きを分かりやすくすることで、支援利用までの負担や不安を軽減でき、支援利用のハードルを下げることができる。

(3)頼ることへの抵抗を減らす

支援を利用することや人に頼ること自体が一つのハードルとなり、心理的な抵抗が利用を妨げていると考えられる。当事者が支援を利用することに負担を感じるのではなく、安心して利用できるような支援への認識を変えられる政策が必要である。

第 7 章　政策提言

7-1.「支援情報が日常的に目に入る」政策

(1)公式ライン

この政策の当事者へのアプローチとして、オンラインの活用が有効であると考える。人権啓発課のヒアリング結果から、支援情報を知った媒体として一番多いものが SNS であることや、携帯から支援情報が目に入るような仕組みを作ることで、今ある支援の利用に繋がることが分かる。したがって、SNS で情報発信を行い、スマホから情報を入手できる環境を作ることが声をあげやすい環境づくりに繋がると考えられる。

> 普通のああいういろんなチラシを置いてるとこにぴょんって置くだけは中々難しいですけど、お手洗いにちょっと貼ってあったり、携帯見てるとそういうのが出てきたりで、市役所がやる広報だけじゃなくって、国がやる広報、市がやる広報、それから行政だけじゃなくて警察がやるところみたいなところから、民間の団体さんがやってるところ、いろんなところの、こう、SNS をやっていったら今相談できるとこに繋がるよとか、チャットで相談できる所に繋がるよとかっていう形であるので、1 番多いのは SNS かなと思います。
> (人権啓発課 A さんのインタビュートランスクリプションより)

このように SNS を利用した事例として、川崎市が運営しているひとり親家庭支援に特化した公式ラインを紹介する。川崎市は、公式ライン「川崎市ひとり親家庭支援」で、支援や市内で実施するイベントの情報発信を行っている。このような公式ラインを支援に用いることで、当事者は一度友達登録すれば自動的にひとり親家庭に特化した支援情報を受け取ることができる。また、自分から詳細を調べなくても、日常的に支援情報や地域のイベント情報に触れる機会が増えるため、支援への動機付けを高めることできる。

ここで、ひとり親家庭支援に特化したアカウントを新たに津山市で作成することを提案する。川崎市と同様、支援や市で行われるイベントの情報を定期的に発信するだけでなく、支援を受けるまでの手続きを記載することが必要であると考えられる。事前登録が必要な支援について手続きを周知させることで、「登録だけはしておく」という当事者が増え、実際に支援が必要になった時に利用しようと感じられる、声をあげやすい環境を作ることができるだろう。また、本公式ラインの投稿頻度は、週に 1 回とすることを想定している。

週に 1 回、投稿する曜日を固定化することで、当事者が毎週決まった曜日に情報を確認する習慣が身につきやすくなると考えられる。また、過度なプッシュ通知は、当事者にとって煩わしく感じられ、結果的に情報を避ける原因となる可能性がある。このような観点から、週に1回という頻度が最も効果的であると考えられる。

(2)携帯版リーフレット

また、日常的に読み返せる媒体であるということもこの政策で必要な要素である。世田谷区ではひとり親家庭のためのリーフレットが、医師会を通じ区内の小児科や産婦人科で配られている。また、ひとり親になった際に支援につなげられるよう区役所の離婚届の窓口での配布に加えて、乳児期家庭訪問時にも携帯し、ひとり親だと判明したば場合に父母に渡すように工夫されている。このリーフレットにはひとり親家庭に必要な情報（手続きや相談できる場所）がまとめて詳細に掲載されており、ハンドバッグに入るような扱いやすい大きさをしている。

そこで、津山市でもこのようなリーフレットを作成し配布することを提案する。配布のタイミングとしては 8 月の児童扶養手当の申請に必要な現況届の手続き時が望ましい。全員必要な手続きの際に配布することで、制度や支援を認知してもらえるのではないかと考える。また、行政の支援だけでなく NPO の支援情報も記載することで、ひとり親家庭支援に関する包括的な情報を届けられる施策になると考える。

7-2.「支援までの手続きが分かりやすい」政策

行政から支援を受けるためには、児童扶養手当など一部を除いて自分から申請を行ったり、相談に行ったりしなくてはならない。しかし、第五章「結果」からわかるように、ひとり親は仕事や子育ての忙しさから誰かに頼る余裕がなかったり、そもそも誰に相談すればいいのかわからなかったりする。したがって、より相談・支援に辿り着くためのハードルを低くすることが、ひとり親が抱える困難をより早く解決する一助となるのではないかと考えた。

具体的には、オンライン相談の導入を提案する。現在津山市ではひとり親などを対象とした相談窓口が設けられている。予約方法は電話やネットフォーム、相談形態は電話や対面がある。電話相談と対面相談にはそれぞれメリットとデメリットがあり、電話相談は、身支度や移動の必要はないが、一方で相手の顔を見て相談ができない、資料を用いての相談ができないといったデメリットがある。対面相談は反対に、相手の顔を見て相談することや資料を用いて会話ができる一方で、身支度や移動が必要であるというデメリットがある。これにオンライン相談という新たな相談形態を導入することによって、対面相談や電話相談のデメリットを解消することが可能になる。これにより、困難を抱えるひとり親が、相談や支援により気軽に、早く辿り着くことができる。

7-3.「頼ることへの抵抗を減らす」政策

「頼ることへの抵抗を減らす」ことは、ここまでの支援情報の提供や相談のハードルが下がることによっても、良い影響がみられるだろう。しかし、頼ることへの抵抗を減らすには頼っていいんだ、と感じられることが必要である。先行事例として、足立区の「サロン豆の木」がある。これは足立区と福祉協議会が協働で実施し、NPO にも各業務を委託しながら行われている当事者コミュニティである。ここでは、相談と企画が実施されており、具体的な企画には、保健師への相談サロンや、ひとり親のためのマネープラン講座、時間をかけずにおいしく栄養のあるレシピの料理教室 、保育園入園について区の保育コンシェルジュのアドバイス講座などがある。どれもひとり親家庭の状況を踏まえた企画内容である。

現在津山市には当事者同士が集まるコミュニティはない。その為、新たに当事者同士が集まるコミュニティを創生することが必要となる。これにより、近しい悩みを抱える仲間の輪ができることによる精神的な安心感が生まれること、支援情報が共有される。それが目線の近い人からされることで自分も受けてみようかな、受けていいんだな、と感じられる。このように単なる情報共有にはない声のあげやすさに貢献する効果が見込まれるだろう。しかし、現実としては、相談の量、行政の人的リソース、財的リソースの観点から、行政のみで設立・運営することは容易ではない。その為、運営には足立区をならって福祉協議会との協働に加え、スタッフに子育て経験者を巻き込むことで実施が良いのではないか、と考える。副次的ではあるものの、スタッフに子育て経験者を巻きこむことは、支援者側にとっても、自分の経験を活かせることによる自己効力感の向上という良い影響があるのではないかと推測できる。また、実施回数は、二週間に一回程度を考える。この理由としては、初期はコミュニティの認知やコミュニティに馴染には一定の活動頻度が求められる。しかし、頻度が高すぎても参加人数がまばらになってしまう可能性や圧を感じてしまう可能性がある。よって、初期は一週間に一回程度の実施、一定の人数が定常的に参加した場合には、二週間に一回程度または、当事者の希望頻度に合わせて継続的に実施することが望ましいのではないか、と考える。断続的な実施では、形成された繋がりがこぼれてしまう可能性があるからだ。

第８章　謝辞

最後に、ご多忙の中貴重なお時間を割いてヒアリングにご協力いただいた認定 NPO 法人オリーブの家、オレンジハートの皆様、津山市役所子育て推進課、健康増進課、人権啓発課の皆様にお礼申し上げます。また、私達の担当をしてくださった津山市役所子育て推進課三谷様には、事前調査から当日の調査に至るまでご協力いただきました。重ねてお礼申

し上げます。

引用文献

・足立区,「ひとり親家庭応援！『サロン豆の木』開催情報」（2024 年 12 月 10 日取得, https://www.city.adachi.tokyo.jp/oyako/salonmamenoki.html）
・浦川邦夫,2018,「就労世代の生活時間の貧困に関する考察」,社会政策学会誌『社会政策』第 10 巻第 1 号,p.25-37
・NPO 法人オレンジハート(2024 年 12 月 10 日取得, https://www.orange-heart.org/)
・川崎市,「LINE 公式アカウント『川崎市ひとり親家庭支援』について」（2024 年 12 月 10 日取得, https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000150553.html）
・厚生労働省,平成 29 年,「ひとり親家庭の支援施策に関する事例集」,13.世田谷区（2024 年 12 月 10 日取得, https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161426.pdf）
・厚生労働省,平成 29 年,「ひとり親家庭の支援施策に関する事例集」, 15.足立区(2024 年 12 月 10 日取得, https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161426.pdf）
・田中聡子,2024,「コロナ禍におけるひとり親家庭のソーシャルサポートに関する研究」, 社会政策学会誌『社会政策』第 16 巻第 1 号,p.76-87
・津山市,「SNS を活用して情報発信をしています」（2024 年 12 月 10 日取得, https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=65b38e415677ea07dd03acec）
・津山市,「第２期津山市子ども・子育て支援事業計画～つやまっ子にこにこプラン～」（2024 年 12 月 10 日取得, https://www.city.tsuyama.lg.jp/article?articleId=67314edd523bee40a3d43e0e）
・認定特定非営利活動法人 オリーブの家(2024 年 12 月 10 日取得, https://olive-no-ie.main.jp/ ）